

高知赤十字病院院内保育所運営業務委託にかかる 公募型プロポーザルの実施について（公告）

次のとおり、参加事業者の公募を行う。

令和7年8月15日

高知赤十字病院

院長 溝渕 樹

1. 目的

高知赤十字病院では、職員のスムーズな職場復帰が図れるよう、院内に保育所を開所している。その運営について、看護師をはじめとした職員の勤務体制に柔軟に対応し、子どもたちを安心して預けることができる保育環境と体制を提供できる事業者を公募する。

2. 事業概要

- (1) 事業名 高知赤十字病院院内保育所運営業務委託
- (2) 事業内容 別紙「高知赤十字病院院内保育所運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約形態 業務委託契約

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。履行上問題がない場合は、翌年度から 3年間の契約更新とする。

4. 応募手続

(1) 参加表明書の提出

参加を希望する事業者は、8月21日（木）午後5時までに別紙の「参加表明書」（別紙様式1）により、参加の意思を表明（書面を持参または郵送必着）すること。

(2) 質問受付

本プロポーザルにあたり質問がある場合は、別紙の「質問書」（別紙様式2）を使用し、E-mailにより問い合わせること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3) 企画提案書及び関係書類の提出

参加する事業者は、「高知赤十字病院院内保育所運営業務委託仕様書」を踏まえて、以下の内容が記載された企画提案書及び関係書類を提出すること。なお、当院が必要と認めたときには、別途参考書類の提出を求める場合がある。

また、提出期限以降における企画提案書及び関係書類の修正・差し替えは認めず、提出された全ての書類は返却しない。

【提出書類】

(ア) 企画提案書

番号	記載する内容
1	事業者概要 ※保育所の運営実績も記載すること
2	保育理念・運営方針
3	保育内容（保育指導計画、デイリープログラム、年間行事計画等）
4	職員の配置 (配置職員や勤務体制の計画、感染症による罹患などへの不測の事態への対応)
5	職員の資質向上に対する考え方
6	安全・衛生・健康管理 (事故防止への取り組み、保育室等の衛生管理方法、児童・職員の健康管理)
7	保護者等との情報交換方法や要望及び苦情への対応について
8	個人情報保護への対応について
9	その他、独自の提案事項等

(イ) 運営費見積書（消費税抜き）

別紙「運営費見積書作成要領」に従い、見積書を提出すること

(ウ) 会社概要資料（パンフレット等）

(4) 企画提案書及び関係書類の提出期限及び提出部数

提出期限：令和7年9月10日（水）午後5時（必着）

提出方法：持参のこと

提出部数：各10部（A4サイズ）並びに電子媒体をDVD-Rにて提出すること。

※提出期限を過ぎてからの資料等の追加、差し替えは受け付けない。

(5) 担当事務局及び提出先

所在地：〒780-8562 高知市秦南町1丁目4番63-11号

施設名：高知赤十字病院

担当課：総務・人事課 磯田

電話：088-822-1201（代表）

FAX：088-822-1056

E-mail：info@kochi-med.jrc.or.jp

5. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- 令和7年9月17日（水）に実施する。（※詳細は別途通知する。）
- 持ち時間1社当たり30分とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- 出席者は本業務の現場責任者（候補者）1名を含めることとし、3名以内とする。
- プロジェクター及びスクリーンは病院設備利用可能であるが、パソコン等は各自で

準備する
こと。

6. スケジュール

期日	内容等
8月15日（金）～8月21日（木）	プロポーザル公告
8月15日（金）～8月21日（木）	参加表明書受付
8月18日（月）～8月25日（月）	質問書受付
9月1日（月）	質問書回答
9月10日（水）	「企画提案書」提出締切
9月17日（水）	プレゼンテーション及びヒアリング
9月25日（木）	審査結果の通知（発送）予定

7. プロポーザル参加資格

- (1) 高知赤十字病院の競争入札参加資格による認定を受けている事業者
(当院ホームページ「入札情報」参照)
- (2) 別添「高知赤十字病院 院内保育所運営業務委託仕様書」を満たす業務が遂行可能であること

8. プロポーザルに参加することができない者

- (1) 当該契約を締結する能力を有していない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 破産手続、民事再生法の手続、会社更生法の手続及びその他類似の手続の申し立てがなされ
ている者
 - (ク) 特別清算手続及び会社整理手続が開始されている者
 - (ケ) 過去5年以内に保育施設において営業停止、行政処分などの発注者への信頼喪失等の行為が

ある者

(コ) 過去5年以内に発注者に対する係争或いは、発注者からの申し出を受けた係争や民事裁判等

の社会的信用失墜行為がある者

(サ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり

代理人支配人、その他の使用人として使用した者

(3) 日本赤十字社から、又は高知県内で行われた不正行為等に基づき、高知県若しくは国からの指

名停止等の措置を受けている者

(4) 次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者

(イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が

経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしてい

ると認められる者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

9. 選定方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、プロポーザル（企画提案）方式により評価し、最も優れた提案を行ったものを優先事業者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、すべてのプレゼンテーション及びヒアリングの実施者に対して文書にて通知する。なお、選定結果についての問合せは一切認めない。

(3) 選定業者の除外

下記事項のいずれかに該当する者は、選定業者から除外し審査の対象としない。

- ① 提出期限までに参加表明書の提出がない、又は提出が遅れた者
- ② 提出期限までに企画提案書等の提出がない、又は提出が遅れた者
- ③ プrezentation及びヒアリングの指定時間に遅れた者
- ④ 本仕様書で定める要求事項を満たさない者

10. 契約の締結

審査により優先事業者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11. その他

- (1) 本件応募にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) プロポーザルの公告から選定終了までの間の本事業に関する営業活動は禁止する。
※当院から呼び出した場合はその限りではない。
- (3) 虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とする。
- (4) 事業者選定後、当院が求める運営条件等を満たせないと判断した場合は、決定を取り消す場合がある。
- (5) プロポーザルの参加を辞退する場合は「辞退書」(別紙様式3)を提出すること。